

特用林産振興の位置づけ

森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)

(山村地域における定住の促進)

第15条 国は、森林の適正な整備及び保全を図るためには、森林所有者等が山村地域に生活することが重要であることにかんがみ、地域特産物の生産及び販売等を通じた産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備その他の山村地域における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の利用の促進)

第25条 国は、林産物の適切な利用の促進に資するため、林産物利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

森林・林業基本計画(平成18年9月8日閣議決定)

第3の1の(4)の

地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大

山村地域における就業機会の増大を図るため、基幹的な産業である林業等の振興を図る。特に、山村や林家の貴重な収入源である竹やきのこの等の特用林産物について、生産基盤の高度化、作業の省力化による高コスト構造の是正、資材等の安定的な確保、売れる商品の供給のための品質の確保、消費者への情報提供等を実施する。

また、豊かな自然や文化、伝統等の山村特有の資源を幅広く活用した新たな産業の創出に向けた支援体制の構築と全国的な普及啓発を実施する。

第3の3の(3)の

企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及

また、きのこ、木炭等の特用林産物について、摂取、利用の方法に関する情報を積極的に提供する。